

第6号議案

大阪府視聴覚ライブラリー利用規則の一部改正について

大阪府視聴覚ライブラリー利用規則を次のように改正する。

平成21年2月18日

大阪府教育委員会

<参 考>

〔趣 旨〕

大阪府立中央図書館の休館日の変更に伴い、当該図書館内に設置している視聴覚ライブラリーにおける視聴覚機材及び教材（以下「教材」という。）の貸出停止日の変更等を行う。

〔改正内容〕

1. 教材の貸出停止日を、大阪府立中央図書館の休館日の変更に合わせて。
2. 貸出しを受けることができる教材及び本数を改める。

〔施行日〕

平成21年4月1日

〔根拠規定〕

大阪府教育委員会事務決裁規則

第3条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

十七 規則及び特に重要な規程の制定改廃に関すること。

大阪府視聴覚ライブラリー利用規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条～第七条 略</p> <p>(貸出時間及び停止日)</p> <p>第八条 貸出時間は、午前九時から午後五時までとする。</p> <p>2 教材の貸出停止日は、次の各号に掲げる日とする。</p> <p>一 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日でない日)</p> <p>二 十二月二十九日から翌年の一月四日まで</p> <p>三 毎月の第二木曜日のうち、館長が必要と認める日</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める日</p> <p>第九条～第十三条 略</p>	<p>第一条～第七条 略</p> <p>(貸出時間及び停止日)</p> <p>第八条 貸出時間は、午前九時から午後五時までとする。</p> <p>2 教材の貸出停止日は、次の各号に掲げる日とする。</p> <p>一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日</p> <p>二 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日に当たるときは、その翌日とする。</p> <p>三 十二月二十九日から翌年一月四日まで</p> <p>四 毎月末日。ただし、その日が前三号に規定する貸出停止日に当たるときは、その前日とする。</p> <p>五 特別整理期間(年間約十五日)</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める日</p> <p>第九条～第十三条 略</p>

改正案

別表(第六条関係)

スクリーン	一脚	ビデオ・DVD・十六ミリフィルム	六本	教材	数量
映写機	一台				

現行

別表(第六条関係)

スクリーン	一脚	十六ミリフィルム	三本	教材	数量
映写機	一台				

大阪府視聴覚ライブラリーの概要と利用状況

1 概要

- (1) 設置根拠 社会教育法第6条
- (2) 業務内容 学校、各種団体等への視聴覚機材及び教材の貸出し等
- (3) 職員体制 1人(非常勤嘱託員)
- (4) 設置場所 大阪府立中央図書館内
- (5) 配置教材等 人権問題等現代的な課題についての映像資料を所蔵

(H20.3.31 現在配置数)

16ミリフィルム	2,177本	16ミリ映写機	4台
ビデオ	2,388本	スライド映写機	4台
スライド	37本	スクリーン	6本
計	4,602本	ビデオプロジェクター	1台

2 利用状況

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
貸出件数	383	439	484	474	533
貸出本数	774	860	965	1,026	1,036
観覧人数	36,907	38,844	33,332	31,719	29,619